

独立行政法人日本芸術文化振興会情報公開に関する開示・不開示の審査基準

平成15年10月1日

独立行政法人日本芸術文化振興会規程第7号

独立行政法人日本芸術文化振興会に法人文書の開示請求があったときは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」（以下「情報公開法」という。）により、開示に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

1. 個人情報（情報公開法第5条第1号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から、特定個人を識別することが可能な情報、又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがある情報。例えば1）職員の自宅住所・電話番号等、2）人事選考関係資料（氏名、履歴等）、3）健康診断・カウンセリングの記録、4）懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）、5）出演者個人に関する情報（住所、電話番号、履歴、出演料等）。

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。例えば財務省印刷局発行の「職員録」に記載された振興会の役職員の氏名等。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。

ウ 当該個人が独立行政法人等の職員である場合であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該職員の職務遂行の内容に係る部分。例えば文書に付された総務課長、庶務係長等の職名など。

2. 法人等情報（情報公開法第5条第2号）

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げるもの。

ア 公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの。例えば1）民間等との共催事業等に関し相手方から提供されたノウハウ、2）契約等に係る業者の提示価格等の積算内訳書、3）工事請負者施行成績一覧など。

イ 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、また、公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。例えば企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたものなど。

ただし、法人等に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

3. 審議検討等情報（情報公開法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

ア 公にすることにより、素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。例えば1)事業等の廃置等に係る情報で現在検討中のもの、2)組織の改組等に係る情報で現在検討中のもの、3)助成事業における審査に係わる情報、4)人事選考（採用、昇任等）の記録など。

イ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。例えば事業等の廃置等に係る情報で現在検討中のもの。

ウ 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの。例えば調達等における機種選定や仕様策定に係る検討記録など。

4. 事務・事業支障情報（情報公開法第5条第4号）

公にすることにより事務・事業情報のうち次に掲げるおそれのある情報及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると、理事長が認めることにつき相当の理由がある情報。

イ 犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、理事長が認めることにつき相当の理由がある情報。例えば1)来場するVIP等の行動予定等、2)ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報、3)麻薬、毒物、劇物等の受払い、保管に関する情報など。

ウ 監査、検査、取締り、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ。例えば1)助成事業における助成金の執行状況等の調査等の実施に係る情報、2)職員採用試験に係わる出題関係資料など。

エ 契約、交渉、争訟に係る事務に関し、国又は独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ。例えば1)入札前の予定価格、積算内訳、2)振興会が当事者となっている訴訟に関する資料など。

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ。

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの。例えば1)人事異動原案、2)人事選考（採用、昇任等）関係資料、3)勤務評定関係記録など。

キ 国又は地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ。

附 則

この基準については、平成15年10月1日から実施する。